

## 通婚関係からみる孫呉政権の構造

長谷川 隆 一

### 一…問題の所在

孫呉政権研究には、二つの相反する見方が存在する。一つは川勝義雄、二つは大川富士夫のものである。川勝は、江南の後進性に着目し、世兵制・奉邑制に立脚した開発領主制による武人領主的な純軍事政権と孫呉政権をとらえる<sup>(1)</sup>。他方、大川は名位の低い孫氏が、「民の望」たる文人士大夫を礼遇し、江南の氏族を心服させようとしたが、逆に文人士大夫の権威や名声が孫氏のを優越することにより、支配が不徹底になったと理解する<sup>(2)</sup>。つまり、川勝は孫呉が純軍事政権であるがゆえに北来士大夫の活躍を付随的なものとし、一方、大川はむしろその北来士大夫と孫氏の融和と反発の政権であるとしているのである。また、渡邊義浩は、「名士」が孫堅との任侠的結合関係に基づいていた孫呉政権に参入していく過程を赤壁以前と以後に分け、そのうえで、孫権の権力伸長と北来「名士」との対立構造で孫呉政権を理解した<sup>(3)</sup>。渡邊のこの見方は、自身の分析視

座「名士」を用いた上での結論であるが、北来士大夫たちの役割を評価する点において、大川と共通している。石井仁は、川勝の議論の根幹である世兵制の存在を「世襲が無条件にみられたものではなかった」とし、さらに地方において封建領主として鎮座していた世襲都督に関しても、孫呉の中軍または中央からの派遣官僚により、常にチェックされていることが見えるため、彼らを封建領主として規定することは困難で、むしろ中央集権体制の中に組み込まれたものである、とする<sup>(4)</sup>。

以上孫呉政権研究を追ってきた。上の四氏の研究は、すべて自身の分析視座にのっとり、一定の成果を上げてきたものである。しかし、先行研究においては、孫氏が如何に通婚という手段を駆使して政権の安定を図ったか、という視点からの指摘は少ない。宮川尚志〈一九五五〉は、「ある家の家格を相対的に考察する一つの基準は、通婚関係にある」と述べる。つまり、元来名声が天下に広がるほどの豪族ではない孫氏が権力を確立していくためには、自身よりも家

格が上の家との通婚を結ぶことは、必要不可欠なのである。このような方法上の欠落に立脚し本稿では、まず孫堅・孫權が娶った夫人一族・孫氏と通婚関係を結んだ一族（及びその一族同士の通婚）について検討する。次に、孫氏宗室について考察を行う。この三点から、孫呉の権力構造について述べ、最後に得られた結果から、孫權死後の諸葛恪政權から孫峻政權への権力移譲についての位置づけを行うこととする。

## 二・孫堅・孫權の通婚

本章では、孫堅・孫權の通婚した夫人たち、およびその一族の者たちについて検討する。

### ○呉氏（孫堅）

呉夫人との通婚は

呉氏の親戚、堅の軽狡なるを嫌ひ、將に焉を拒まんとし、堅甚だ以て慚恨す。夫人親戚に謂ひて曰く、「何ぞ一女を愛しんで以て禍を取るか。如し不遇有らば、命なり」と。是に於て遂に許されて婚を為し、四男一女を生む。<sup>(5)</sup>

とあるように、孫氏は、呉氏に比べて家格が劣っていたことが推測できる。実際、孫策が江東・江南地域を握っていく過程での呉夫人の役割は大きく、<sup>(6)</sup>そこからも孫氏と呉氏の差が把握できる。また、初期の孫氏集団において、呉夫人の弟の呉景が重要であったこと、言を俟たない。呉氏との通婚は、呉郡内における権力基盤を確定させるためであろう。

### ○謝氏

この通婚は、呉夫人主導で行われたものであり、<sup>(7)</sup>それに鑑みれば、未だ呉氏の方が孫氏よりも上回っていた、と考えるべきであろう。また、ここで注意しておきたいのは、謝夫人の父である謝暉が尚書郎、徐令を歴任していることである。通婚をしたとき、孫權はおそらく討虜將軍・領會稽太守でありながら、呉にとどまっていた。つまり呉郡一郡のみ、その支配下に置いていたのである。その状況の中で、少なくとも会稽郡において規制力のあった謝氏との通婚は、江東地域の支配の安定という点において必要だったと思われる。

### ○徐氏

徐氏との通婚関係は、孫堅が妹を徐夫人の祖父である徐真に嫁がせたことにより始まる。徐夫人は、孫權が建安五（二〇〇）年に討虜將軍となった周辺に通婚をした。すなわち、まだ領會稽太守（実際には呉にいた）として一郡を支配することしかできていない段階で通婚した可能性が高いのであり、この通婚は、孫策の死後不安定であった呉郡における規制力を高めるためであったことと疑いない。

### ○歩氏

歩氏との通婚関係は、孫策が廬江を破り、その傘下に入り、孫權が歩夫人を納めたことにより始まる。この通婚は、前までと違い、在地における規制力を高めるためではない。歩氏の本貫地は臨淮郡淮陰県であり、そこから廬江に移るといふ過程を経て政權に参与した。つまり歩氏は、歩夫人が孫權の寵愛を受けたため政

権に参与することが可能になったという、(孫呉において)きわめて特殊な一族なのである。これは前漢代において見られた、皇帝の寵愛を背景に、皇后の一族が力を持っていくパターンである。<sup>(8)</sup>なれば、当然君主権力と結びつくこと明らかである。步夫人と同族の步鸞は、二宮事件の際、魯王派に所属し『三國志』卷五十九孫和伝注引『通語』、さらに陸遜憤死ののち、丞相に任じられている(『三國志』卷五十二步鸞伝)。そしてさらに彼は西陵督をも兼任していた。その支配の様子は、『三國志』卷五十二步鸞伝に、

西陵に在ること二十年(二二九—二四七)、鄰敵其の威信を敬ふ。性寛弘にして衆を得、喜怒声色に形れず、而して外内肅然たり。<sup>(9)</sup>

とあるが如くであった。ここでは、步氏は渡邊義浩<sup>(10)</sup>に述べられるように、孫権の近親勢力と理解する。

#### ○琅邪王氏

琅邪王氏との通婚は、黄武元年から二年の間に行われた。<sup>(10)</sup>孫権が魏の文帝により、呉王に封ぜられたのとほぼ時を同じくして、通婚していることがわかる。琅邪の王氏は、のちの六朝貴族の筆頭となる一族である。よってこの通婚は、超域的に孫氏の権力基盤を広げようとしたために行われたと思われるが、資料不足のため確定することは難しい。

#### ○南陽王氏

南陽王夫人との婚姻は、嘉禾四年に孫休を生んだことがわかるので、それ以前、おそらく、黄龍から嘉禾の始めに行われたと思

われる。南陽郡において事績は見えず、南陽王氏は、いわゆる寒門である可能性が高い。つまり、南陽王氏との通婚は、超域的に孫氏の権力基盤を広げようとしたというよりも、孫権の個人的志向によるものと考えられる。

#### ○潘氏

潘夫人との婚姻は、孫亮が生まれたのが赤烏六年なので、それ以前、おそらく赤烏中であろう。父が法に坐して死罪となったため、姉と共に織室おくりにされ、そこで孫権と見えて寵愛を得たとある(『三國志』卷五十孫権潘夫人伝)から、彼女自身の美貌により後宮に選せられたのであって、決して潘氏の在地における規制力を利用しようとしたものではないことがわかる。

以上ここまで、孫堅・孫権と通婚した夫人の一族について考察を加えた。そこから、一定の傾向が見いだされるように思う。まず、呉氏・謝氏・徐氏との通婚は、いまだ権力基盤が安定しない孫氏が、それを固めていくために行われたものであると考えられ、步氏との通婚は、権力基盤の確立とは異なり、孫権の強い個人的感情に基づくものである。そのほかの三氏は、権力基盤の確立や孫権の強い個人的な感情などはあまり読みとれない。この三氏は、琅邪王夫人は孫和を産み、南陽王夫人は孫休を産み、潘夫人は孫亮を産んだため、立伝されたと解釈するのが自然であろう。

上に述べたように呉氏・謝氏・徐氏との通婚は、未だ安定しない権力基盤の確定のためであることは疑いない。しかし、この三氏は、孫呉政権において、果たして栄達し、重要な地位を担っていたのだ

ろうか。それは、附表①と②を見比べればある程度指摘できる。実際、明らかに附表②〈孫氏と通婚関係を結んだ人士（及びその一族）に記されている者たちのほうが栄達している。さすれば、つぎのような結論が得られよう。

呉氏・謝氏・徐氏は、孫氏が地方の一豪族から君主へとなる過程の中で、その在地における権力基盤を確立させる上で重要であった。しかし、赤壁を境として、孫氏の君主権力が伸長する中、呉氏・謝氏・徐氏はその役割を低下させていったのではないだろうか。

この検討の結果を踏まえた上で、次項では、孫氏と通婚関係を結んだ人士とその一族について考察を行う。

### 三…孫氏と通婚関係を結んだ人士とその一族

附表②に記したものが、孫氏と通婚関係を結んだ人士である。本章では、通婚関係を結んだ人士とその一族に対する考察を行う（ただし、すべての人士およびその一族を検討しようとしても、資料不足により、考察が行えない例もある。そのため、それらに関しては最後に一括に表記する）。

#### ○周氏

周氏は、周循が公主魯班を娶り、その弟の周胤が宗室の女性を娶り、周瑜の娘が太子の孫登に娶られることにより、通婚関係を結んだ<sup>(12)</sup>。周氏は、周瑜の時に孫氏政権に参入している。周瑜の従祖父の周景は太尉、その父周榮は尚書令、周瑜の父の周異は洛陽令となつている。つまり、周氏は十分に有力な豪族であり孫氏よりも家格は勝っていた。そのため、周氏との通婚は、いうまでも

なく在地における権力基盤を確立させようとするものである（もちろん、周瑜の功績によるものでもある）。また、周瑜の娘は、黄武四（二二五）年、孫登に娶られた（『三国志』巻五十三 程秉伝）。

上を見る限り、周氏は、周瑜の孫呉政権草創期からの活躍、そして江南在地豪族随一の名門であることを考えれば、政権にとつて重要な存在であったことは疑いない。しかし、周瑜の死（二二〇年）後、だんだんと風向きが変わった。周瑜の娘は上に述べたように黄武四（二二五）年に孫登に娶られたが、子の周循（妻は魯班）は早逝し、その弟の周胤（妻は宗室女）は罪せられて廬陵郡に流され、さらに周瑜の兄の子周峻も卒すという状況となった。そして、『三国志』巻五十四 周瑜伝には、

峻 卒するや、全琮 峻の子たる護を表して将と為さんとす。権曰く、「昔曹操を走らせ、拓きて荊州を有す。皆是れ公瑾、常に之を忘れず。初め峻の亡するを聞き、仍ち護を用ひんと欲するも、護は性行危険にして、之を用ふれば適に禍を作すを為さんとするを聞き、故に便ち之を止む。孤の公瑾を念ふは、豈に已むこと有らんや」と<sup>(13)</sup>。

とあるように、孫権は周護の任用を拒否している。これは孫氏による周氏の切り捨てを示していると考えられる。実際その見立ては当を失してはいまい。これ以後、周氏で名がでてくるものはない。さらに、注に述べた諸葛瑾らの上奏は、赤烏二年（二二九）年に行われている。しかれば、孫権の任用の拒否はそれよりも後であろう<sup>(14)</sup>。

そのように考えれば、孫氏の君主権力の伸長と比例するように周氏の政権における必要性（在地における規制力）は低下し、太子孫登の死も相俟って切り捨てられた、と結論付けられよう。

### ○芮氏

芮氏は、芮玄の娘が孫登に娶られたことにより通婚した。芮氏は、芮玄の父の芮祉が孫堅に従ったことにより、孫氏政権に参入した。芮氏については、『三國志』卷六十一 潘濬伝注引『呉書』に、

呉書に曰く、「芮玄卒し、濬并はせて玄の兵を領し、夏口に屯す。玄字は文表、丹楊の人なり。父の祉、字は宣嗣、孫堅に従ひ征伐に功有り、堅祉を薦めて九江太守と為し、後に呉郡に転じ、所在に声有り。玄の兄たる良、字は文鸞、孫策に随ひ江東を平定し、策以て会稽東部都尉と為し、卒するや、玄良の兵を領し、奮武中郎将を拜し、功を以て溧陽侯に封ぜらる。権子の登の為に淑媛を揀択せんとするに、羣臣咸玄の父の祉・兄の良の並びに徳義・文武を以て名を三世に顕すを称へ、故に遂に玄の女を嬖りて妃と為す。黄武五年（二二六）卒し、権甚だ之を愍惜す」と。<sup>(16)</sup>

とあるように、まず、孫堅期より芮祉が従い、さらに芮良も合わせて孫策に従い、その後芮良が卒すると芮玄が後を継ぎ、奮武中郎将となった。また、黄武五年（二二六）よりも前に孫登に芮玄の娘が娶られていることは明らかであり、孫登が太子に立てられたのは二二一年なので、この時点で、芮氏は周氏と同じく、孫権が皇帝に即位し、呉帝国が建国され、皇太子孫登が孫権の後を継

ぐという条件が整えば、将来的に外戚になることができても知れない。しかし、その後『三國志』に芮氏の名は無く、さらに言えば裴松之が引用した『呉書』以外には芮氏に関する記述はみられない。

これを踏まえた上で、芮氏について考えてみると、やはり、上にあげた周氏のごとく切り捨てる、という言い方は正しくないにしても、孫登の死後、消えていった一族といえよう。

### ○顧氏

顧氏は、顧雍の甥と孫権の姪、そして顧邵が孫策の娘を娶ったことにより通婚関係を結んだ。顧氏は、呉の四姓の一であり、政権に参入したのは、顧雍がはじめるのである。位は丞相に登っている。また、附表〈孫吳通婚関係表③〉を見ればわかるように、陸氏と顧氏で重層的に通婚関係を結んでいたことは明らかであり、呉の四姓や江東大族というだけでなく、通婚関係という視座からも彼らの横の連帯が証明できよう。さらに、顧邵の子の顧承は、張温の妹を娶っている。これにより、顧氏と呉郡張氏も通婚関係を結んでいたことが分かる。

### ○陸氏

陸氏は、陸遜が孫策の娘を娶ったことにより、通婚関係を結んだ。陸氏は、呉の四姓であり、田余慶（一九九二）は、顧雍から陸遜へという丞相の交替から、孫吳政権の江東化を見出す。さらに、『三國志』卷五十八「世々江東の大族なり」とあるが、ほかの呉の四姓には豪族であることを直接的に表すような語はない。

上に挙げたことをまとめて考えれば、陸氏は呉の四姓の中にお

いて筆頭としてよいだろう。渡邊義浩（一九九九）は、そのことを踏まえた上で、「陸遜が孫策の娘を娶ったことは、孫氏と江東「名士」との和解を象徴する」と述べる。<sup>(20)</sup>それほど孫呉政権における陸氏の占める位置が高かった、ということを確認しておきたい。

翻って、陸氏は附表〈孫呉通婚関係表③〉によれば、顧氏・呉郡張氏・彭城国張氏と通婚関係を結んでいる。上に述べた顧氏と同様に、陸・顧・呉郡張の相互の通婚が見取れる。顧氏と異なるのは、彭城国張氏との通婚である。普通に考えれば、在地豪族と北来士大夫両者の結合といえよう。陸抗が張承の娘（諸葛瑾の孫）を娶ったのは、赤烏年間末年と考えられるから、二宮事件に一応の決着がつく赤烏十三（二五〇年）前後のことであろう。すなわち、二宮事件決着周辺には、江東在地豪族・北来士大夫の血縁的結合は行われていたのである。

#### ○呉郡朱氏

呉郡朱氏は、朱拠が公主魯育を娶ることにより、通婚関係を結んだ。彼らは、呉の四姓出身であり、当然在地に規制力があつた。なれば、孫権がそれを欲したであろうことは、想像に難くない。彼は、張温の推挙により、孫権に本格的に用いられ始め、黄龍元（二二九）年に、公主魯育を娶った。『三國志』卷五十七 朱拠伝に、「権 将卒に咨嗟し、発憤歎息し、呂蒙を追思す。張温 以為 へらく、「拠の才は文武を兼ね、以て之を継ぐ可し」と。是れより建義校尉を拜し、兵を領して湖孰に屯す（権咨嗟将卒、発憤歎息、追思呂蒙。張温 以為、拠才兼文武、可以継之。自是拜建義校

尉、領兵屯湖孰）」とあるように、同じ呉の四姓の張温の推挙により、上に述べたように用いられている。朱拠は建義校尉となつたのち、赤烏九（二四六）年、驃騎將軍となつた。

また、朱損は朱拠の子であり、孫峻の妹を娶った。しかし、全公主（公主魯班）の讒言を受け死去する。また、朱拠と公主魯育の娘が朱夫人として孫休に娶られている。その後、永安中に、朱拠の名譽回復がなされたことにより、朱熊の子の朱宣が、孫休の娘を娶った（『三國志』卷五十七 朱拠伝）。

附表〈孫呉通婚関係表①・③〉を見ると、上にあげた呉の四姓である顧氏・陸氏、そして呉郡張氏とは異なる点がある。呉郡朱氏は、そのほかの呉の四姓との通婚関係がすくなくとも現在確認できる資料上は見えず、孫氏と重層的に固く通婚関係を持っているのである。これは、呉郡朱氏が、横の在地における連帯よりも、どちらかと言えば孫氏側——君主権力——側に立っていることを示している。つまり、朱氏は、通婚関係から見る限り孫呉政権における外戚といえよう。しかし、その筆頭であるはずの朱拠は二宮事件の時に、孫権の意向に反し太子孫和を擁護した。『三國志』卷五十七 朱拠伝に、

赤烏九（二四六）年、驃騎將軍に遷る。二宮の構争に遭ふや、

拠は太子を擁護し、言は則ち懇至にして、義は色に形れ、之を守るに死を以てせんとし、遂に新都郡丞に左遷せらる。<sup>(22)</sup>

とあるが如く、二宮事件が一応の解決を見る前年の赤烏十二（二四九）年に新都郡丞におとされている。詳しくは、『三國志』卷五十九 孫和伝に、



権是れに由り発怒し、夫人憂死し、而して和の寵稍や損なはれ、廢黜せらるるを懼る。魯王の霸の覬覦滋く甚しく、陸遜・吾粲・顧譚ら數々適庶の義、理奪ふ可からずと陳ぶるも、全寄・楊竺・魯王の霸の支党と為り、譖期日ごと興る。粲遂に獄に下りて誅せられ、譚交州に徙せらる。権沈吟すること歴年にして、後に遂に和を幽閉す。是に於て驍騎將軍の朱拠・尚書僕射の屈晃諸々の將吏を率ゐて泥頭自縛し、連日闕に詣りて和を請ふ。権白爵觀に登りて見、甚だ之を惡み、拠・晃らに敕して忿忿を無事にせよ、と。権和を廢して亮を立てんと欲するや、無難督の陳正・五營督の陳象上書し、晋の獻公申生を殺し、奚齊を立てるや、晋國擾乱することを称引す。

又拠・晃固く諫むること止めず。権大いに怒り、正・象を族誅し、拠・晃牽かれて殿に入り、杖たるること一百、竟に和を故鄣に徙し、羣司の諫むるに坐して誅放せらるる者は十もて數ふ。衆咸之に寃す。<sup>(23)</sup>

これを見ると、まず顧譚らが流され、孫権が歴年悩み、孫和を幽閉し、その後朱拠、屈晃らが明確に太子擁護の姿勢を打ち出している。朱拠伝のみを見ると、あたかも朱拠が当初から太子擁護を打ち出し、反対し続けたかのように見える。しかし、より詳細に記述してあるのは孫和伝であるので、実際には朱拠は諫言を行い、処罰される赤烏十二(二四九)年までは、継嗣問題について黙していたのではないか、と思われる。

上に述べたことが当を失していなければ、朱拠を陸遜らと同格の太子擁護派と見なすのは妥当ではない。孫和を幽閉するまでは

態度を明確にせず——孫霸の増長を目にしても——未だ態度を決めかねていた孫権の側に立っていたのである。しかし、上にも述べたが、他の呉の四姓である陸遜・顧譚らはより早くから適庶を明確にせよ、と述べている。これも合わせて考えれば、自律性を重視する陸氏・顧氏と、基本的に君主側に立つ朱氏の違いが理解できよう。さらに踏み込んで、朱氏が自らを孫氏の外戚と考えていたと思われる事例を挙げたい。「三国志」卷五十六 朱桓伝附朱異伝に、

太平二(二五七)年、節を仮され、大都督と為り、寿春の圍みを救はんとするも、解けず。軍を還すや、孫綝の枉害する所と為る。<sup>(24)</sup>

この箇所の注引『呉書』に、  
綝異に相見えんことを要め、將に往かんとするや、恐れて陸抗之を止めんとす。異曰く、「子通、家人なるのみ、当に何ぞ疑ふ所あるべけんや」と。遂に往く。綝力人をして坐上に之を取らしむ。異曰く、「我、呉國の忠臣なり、何ぞ罪有らんや」と。乃ち拉きて之を殺す。<sup>(25)</sup>

ここに「子通(孫綝)、家人なるのみ」とあり、朱異は孫綝を「家人」、すなわち、家族と認識していることが分かる。

ここまで述べてきたことを踏まえれば、たとえ朱拠が最終的に太子擁護派に立ち、孫権により退けられたとしても、通婚関係、そして朱異の認識を見れば、そのほかの呉の四姓とは違い、呉郡朱氏は基本的に君主権力側に立っていると考えるのが妥当であろう。

## ○全氏

全氏は、全琮が公主魯班を娶り、また全尚の娘が孫亮に娶られたことにより通婚関係を結んだ。全氏は、全琮の父の全柔の時に孫氏政権に参加している。全氏については、すでに大川富士夫（一九六九）の中で、新興の貨殖的豪族であり、孫氏の宗族と結びつくことによって権臣化を図る一族であると指摘されている。

この指摘は正鵠を射ていると思われるが、ここではそれを踏まえただで全氏の外戚化について述べる。全琮が公主魯班を娶ったのは、黄龍元（二二九）年のことである。そこから、全氏一族の栄達が始まり、そして孫登が卒した赤烏四（二四一）年より、魯王孫霸に阿附しさらに権力を握っていく。全琮は赤烏十（二四七）年卒し、結局、赤烏十三（二五〇）年に、積極的に魯王孫霸擁立を画策していたと思われる全寄は誅殺されるが、その後しばらくは、積極的に君主権力と結びつき孫氏の外戚として、全氏は権力を握り続ける。

○彭城国張氏（張氏は呉郡、丹楊張氏がおり、区別するため封城国としている）

彭城国張氏は、張承の娘が孫和に娶られたことにより、通婚関係を結んだ。孫氏政権には、張承の父張昭が、孫策の旗揚げ時に参入した。彼らには、大川富士夫（一九六九）の中で江北より南下した文人士大夫の代表格と述べられ、渡邊義浩（一九九九）は、北来「名士」の代表格としている。つまり、両氏とも「名声」の果たした役割を重要視する立場から、彭城国張氏の規制力を評価している。実際に、権力基盤を安定させる上において、江南・江

東地区に本貫地が存在しなくても、彼らの存在は重要であったことは間違いない。彼らは、陸氏・諸葛氏とも通婚関係を結んでいる。『三国志』巻五十一「張昭伝附張承伝」、

初め、承妻を喪ひ、昭為に諸葛瑾の女を素めんと欲するも、承相与に好有るを以て、之を難しとし、権聞きて焉に勧め、遂に壻と為る。女を生み、権子の和の為に之を納る。権数々和をして承に脩敬し、子壻の礼を執らしむ。

とあるように、張昭が諸葛瑾の女を子のために求めたことが分かる。これは、北来士大夫同士の通婚を示している（同時に、積極的に孫権がそれに介入しようとしていることも示している）。

また、さらに重要なことは、張承と諸葛瑾娘との通婚によって生まれた女子が、陸遜の子である陸抗に娶られる、結果、彭城国張氏・諸葛氏・陸氏が通婚関係を結んでいることが明らかとなる。つまり、在地豪族と北来士大夫の横の連帯がそこには存在しているのである。

## ○滕氏

滕氏は、滕胤が孫奂の娘を娶ったことにより通婚した。滕氏は、滕胤の伯父滕耽の時に孫氏政権に参入している。上の彭城国張氏と同じく、諸葛氏とも通婚関係を結んでいる。滕胤の娘が諸葛恪の子、諸葛竦に娶られている。これは、北来士大夫同士の通婚関係を通した結合である。また、上に述べたように、諸葛氏は彭城国張氏・陸氏と通婚関係を結んでいるのだから、滕氏もこのくりに入れるべきであろう。

## ○呂氏



呂氏は、呂拠が孫奂の娘を娶ったことにより通婚した。呂氏は、呂範の時に孫氏政権に参入している。呂範については、『三国志』卷五十六 呂範伝に、

後に乱を寿春に避け、孫策 見えて之を異とし、範 遂に自ら委昵し、私客百人を将ゐて策に帰す。時に太妃 江都に在り、策 範を遣はして之を迎へしむ。徐州牧の陶謙 謂へらく、「範は袁氏の覬覦為り」と。県に諷して範を掠考するや、範の親客健児 篡取して以て帰す。時に唯だ範と孫河のみ常に策に従ひ、跋涉 辛苦し、危難をば避けず。策も亦た親戚として之を待し、与に 堂に升る毎に、太妃の前に飲宴す。

とあるように、孫策期から仕え始め、常に彼に従ったことにより信頼を得、その待遇は、親類のようであり、太妃の前で酒盛りをしたという。つまり、呂範は夙に川勝義雄（一九七〇）・（一九七三）などで指摘されているように、孫策との個人的な信頼関係に基づいて行動していたことが理解できる。<sup>(29)</sup>さらに言えば、そもそも呂範をはじめとする呂氏の本貫地は、汝南郡細陽県であって、江東・江南地域における存立基盤は有していない。これも踏まえて考えれば、呂氏が君主との個人的関係に依存していることがわかる。

呂範が黄武七（二二八）年に卒したのち、後を継いだのは次子の呂拠であった。呂拠は、二宮事件の際、魯王派に属していたという（『三国志』卷五十九 孫和伝 注引『通語』）。そうであるならば、彼の位置づけは、孫権の近臣勢力となろう。

○丹楊郡朱氏・弘氏・駱氏・劉氏・袁氏・潘氏（これらの諸氏は、

資料不足により位置づけをするのが困難もしくは位置づけが不明瞭であるので、まとめて表記し、検討は行わなかった）

丹楊郡朱氏は、朱紀が孫策の娘を娶ることににより、通婚関係を結んだ。朱紀の父は朱治であり、この通婚は朱治の功績によるものであると考えるべきであろう。朱治は、孫堅期より傘下に入った。孫策の死後も孫権を奉戴し、黄武三（二二四）年に呉郡太守に在官のまま卒した。これらを見れば、朱治は川勝義雄（一九七〇）・（一九七三）などで指摘されているように、孫権らとの個人的な信頼関係に基づいて行動していたことが理解できる。

弘氏は、弘咨が孫堅の娘（孫権姉）を娶ったことにより、通婚関係を結んだ。ただ、弘咨についての記述はほとんどなく、会稽曲阿出身であることと、諸葛瑾を孫権に紹介したことしかわからない（『三国志』卷五十二 諸葛瑾伝）。

駱氏は、駱統が孫輔の娘を娶ることににより、孫氏と通婚関係を結んだ。通婚時期は定かではない。

劉氏は、劉基の娘が孫覇に娶られたことにより、通婚した。劉氏は、孫権が驃騎將軍である時に孫氏政権に参入した。

袁氏は、袁耀の娘が孫奮に娶られたことにより、通婚した。袁氏は、孫権が袁夫人を娶り、袁耀が郎中となったことにより、孫氏政権に参入した。

潘氏は、潘濬の娘が孫権の子の孫慮に娶られたため、通婚した。潘氏は、孫権の荊州占領後、潘濬が帰順したことにより孫氏政権に参入した。

以上ここまで、孫氏と通婚関係を結んだ人士とその一族について

考察を加えた。その結果見えてきたのは、まず、周氏・芮氏の如き一族は、娘が孫登に娶られるも、孫登の死去とともにその勢力を失い、史から消え去った。陸氏・顧氏・呉郡張氏三者は通婚関係で結ばれ、さらに陸氏と諸葛氏は通婚していて、諸葛氏と陸氏も通婚している。もちろん孫氏と婚姻を結んでいる一族もあるが、重点をおくべきは、通婚関係を通して、彼ら同士の横の自律的な結合が見られることであろう。そこから本稿では彼らを「自律集団」としたい。逆に、呉郡朱氏・全氏・呂氏などは、孫氏と結びつきを強めることによって自身の権力を拡大していることが見て取れる。そのような彼らを「近臣集団」とする。次項では、「自律集団」・「近臣集団」に対する第三極としての孫氏宗室について検討する。

#### 四・孫氏宗室

右までの検討の結果、通婚という視座から孫呉政権を見ると、一つは、孫氏の権力伸長に伴いその役割を失っていき、二つは、孫氏と通婚関係を持ちつつも、自身と同等の家格を持つ一族と横の通婚関係を保持することで、自律的な秩序をもち（「自律集団」）、三つは、孫氏との通婚関係をもとにその存立基盤を得、近臣勢力となつたと区分できる（「近臣集団」）。従来の孫呉研究は、江南・江東在地豪族・北来士大夫が孫呉政権においてどのような位置におり、どのような役割を果たしていたのか、という点に議論が集中していた。しかし、それでは孫氏自身の存立基盤があまり見えてこないのである。『三国志』において唯一『吳志』にのみ「宗室伝」がある意味

を考えれば、当然のごとく、父系集団「孫氏」という集団が、孫呉政権において、そして「孫氏」にとって、どのような位置を占めていたのかを検討する必要がある。

ただ、草創期において彼らが決して一枚岩ではなかったことの証左は、枚挙にいとまがない。たとえば、『三国志』巻五十一 孫輔伝注引『典略』に、

輔 権の江東を保守すること能はざるを恐れ、権出でて東冶に行くに因りて、乃ち人を遣はして書を齎して曹公を呼ばしむ。行人以て告げ、権乃ち還り、知らざるが若しと偽り、張昭と共に輔に見ゆ。権輔に謂ひて曰く、「兄衆を厭ふか、何の為に他人を呼ぶか」と。輔云へらく、「是れ無し」と。権因りて書を投げて昭に与へ、昭輔に示し、輔慚じて辞無し。乃ち悉く輔の親近を斬り、其の部曲を分かち、輔を徒して東に置く。<sup>(30)</sup>

とあり、また孫静の子の孫暠は、『三国志』巻五十七 虞翻伝注引『吳書』・『会稽典録』に、

吳書に曰く、「策薨じ、権事を統ぶ。定武中郎将の暠、策の從兄なり、烏程に屯し、整へて吏士を帥る、会稽を取らんと欲す。会稽之を聞き、民をして城を守り以て嗣主の命を俟たしめ、因りて人をして暠に告諭せしむ」と。<sup>(31)</sup>

会稽典録に翻の暠に説くを載せて曰く、「討逆は明府なれども、天年に竟はらず。今事を摂め衆を統ぶるは、宜しく孝廉に在るべし。翻已に一部の吏士と与に、嬰城して固守し、必ず一旦の命を出だし、孝廉の為に害を除かんと欲す。事を執り之を凶るを惟へと。是に於て暠退く」と。<sup>(32)</sup>

とあるように、孫策の死に乗じて、会稽を攻め取ろうとするも、虞翻に説得され、とどまったという様子がうかがわれる。

とはいえ、これらの例は孫策から孫権への権力移譲の際の混乱に乗じたものであって、孫権の君主権力が確立していくうちに、孫氏宗室は、多くが官僚となり、孫呉政権において重要な位置を示していく。それを示すものとして『三国志』巻五十六 朱治伝に、

然れども公族子弟及び呉の四姓多く出でて郡に仕へ、郡吏常に千を以て数ふ。治率ね数年に一たび遣はして王府に詣らしめ、遣す所の数百人なり。歳時毎に献御し、権答報すること厚さに過ぐ。<sup>33</sup>

とある。この記事は黄武三(二二四)年よりも少し前のことと思われ、公族の子弟が呉郡において多く出仕していた様子が見て取れる。さらに、陶元珍(一九三三)の整理と石井仁(一九九九)によれば、京下督・夏口督の孫氏宗室者の世襲事例を確認できる。京下督は、建安九(二〇四)年、孫韶が任ぜられてから孫越↓孫権が亡命する天璽元(二七六)年まで約七十年間の世襲が確認できる。夏口督は、孫皎↓孫奂↓孫承↓孫荅という世襲が確認できる。これのほかに、世襲は樂郷督(朱然↓朱績・公安都督(諸葛瑾↓諸葛融・西陵督(步騭↓步協↓步闡)の例が確認できる。上にあげた石井仁(一九九九)はこれに関して、「確かにかかる都督職の世襲的傾向は、同時期の同時期の曹魏や蜀漢はもちろん、六朝時代をとおしても希有な現象といえる」と述べており、そのように特殊な都督世襲においても、孫氏宗室の世襲が五例しかないうち二例も存在することは、孫呉政権内において、宗室の占める位置が格別であったことを示し

ていよう。

では、実際に宗室都督は、任地においてどのようなようであったのか。それについては、『三国志』巻五十一 孫韶伝に、

韶 辺将爲ること数十年、善く士卒を養ひ、其の死力を得たり。常に疆場に警め斥候を遠ざくるを以て務めと爲し、先に動静を知りて之の備を爲し、故に負敗有ること鮮し。青・徐・汝・沛より頗る来たりて埽附し、淮南・滨江の屯候皆兵を徹きて遠く徒し、徐・泗・江・淮の地、居らざるは各々数百里なり。権西征より還りて武昌に都するや、韶進見せざること十余年なり。権 建業に還り、乃ち朝覲するを得たり。権 青・徐の諸屯要害、遠近の人馬の衆寡、魏の将帥の姓名を問ひ、尽く具に之を識り、問有らば咸対ふ。身長八尺、儀貌都雅なり。権 欽悦して曰く、「吾久しく公礼に見えず、<sup>(34)</sup> 図らずも進益すること乃ち爾り」と。加へて幽州牧・仮節を領せしむ。

とある。特に注目すべきは傍線部である。孫韶は、半ば孫権により任地に赴いたままの状態であることを許可され、そして十余年ぶりに、朝見しても褒められ、さらに官位を進められている。このように、任地において特権的な役割を持っていたのは、宗室都督者に限らないが、彼らが長きにわたって都督を世襲したということの事実揺らがず、地方において宗室の藩屏として機能していたことは疑いがないであろう。

そしてさらに、『三国志』巻五十一 宗室伝の評には、如何に孫呉政権において宗室がどのような役割を果たしていたのかが述べられている。

評に曰く、「夫れ親親の恩義、古今の常なり。宗子の維城なるは、詩人の称ふ所なり。況んや此の諸孫、或ひとは初基を賛興し、或ひとは辺陲に鎮撫し、厥の任に克堪し、其の業を忝めざる者をや。故に詳らかに著して云ふ」と。

とあるように、あるものは孫氏の草創期を支え、あるものは辺境に鎮座し、よくその任に堪えた、と評価されている。

ここまで述べてきたように、孫氏宗室は、孫策から孫権へという権力移譲の際にいくつかの宗室内における矛盾をはらみつつも、孫権の君主権力伸長に伴い都督の世襲制を特徴として、藩屏として機能していたと思われる。つまり、孫氏宗室は、確実に勢力図における「近臣集団」と同様に孫氏と通婚関係をもちつつも自律的な秩序を形成していく「自律集団」に対峙する勢力として位置づけられるのである。

## 五・諸葛恪政権から孫峻政権へ

### 孫氏宗室の権力奪還

ここまで検討してきたことを踏まえ、本稿では、「近臣集団」・「自律集団」・孫氏宗室という区分を以て孫呉政権の構造を理解した。「近臣集団」と孫氏宗室は同方向の意思を持つもの、つまり君主権力に密接に結び付くものとし、他方「自律集団」は、彼ら同士でも通婚関係を結ぶことよって結合し、自律的な秩序を形成する者たちとした、これをまず確認しておきたい。

上の分析においても、しばしば触れてきた二宮事件は、孫呉の官界を中分したものであるという(『三国志』巻五十九 孫和伝 注引

『通語』)。そして、最終的に、赤烏十三(二五〇)年、太子孫和は廃されて故郷に押し込まれ、魯王孫霸は死を賜った(『三国志』巻四十七 呉主伝 赤烏十三年八月条)。その後、孫権が太元二(二五二)年、四月孫権が薨去すると後を継いだのは末子孫亮であったが、実質的に全権を握ったのは「自律集団」の諸葛恪であった。

諸葛恪は、孫権が臨終となると、孫弘・滕胤・呂拠・孫峻らとともに後事を託された(『三国志』巻六十四 諸葛恪伝)。孫権が薨去し、政敵の孫弘を排除したのち、孫亮が即位すると、建興元(二五二)年、太傅となった。このように、諸葛恪は孫権薨去の後、孫呉における全権を統べていた。つまり、諸葛恪をはじめとする「自律集団」の権勢が、孫権の死の直前、死後においては二宮事件を経ても優勢だったといえよう。それは、孫氏宗室である孫峻が、孫権に諸葛恪の任用について問われた際、「権、寝疾するや、付託する所を議せしむ。時に朝臣、咸皆意を恪に注ぎ、而して孫峻、恪の器輔政するに任へ、大事を付す可しと表す。権、恪の剛很にして自用するを嫌ふも、峻、以へらく、「当に今の朝臣、皆及ぶこと莫かるべし」と。遂に固く之を保し、乃ち恪を徵す(『三国志』巻六十四 諸葛恪伝注引『呉書』)」とあり、また、孫弘を誅殺する際、「翌日、権、薨ず。弘、素より恪と平らかならず、恪の治むる所と為るを懼れ、権の死問を秘し、詔を矯りて恪を除かんと欲す。峻、以て恪に告げ、恪、弘に事を咨るを請ひ、坐中に於て之を誅し、乃ち喪を發して服を制す(『三国志』巻六十四 諸葛恪伝)」とあるように、孫氏宗室であり、共に後事を託された孫峻であっても、孫権に対し諸葛恪を薦めざるを得なかったことからわかる。

しかし、東興の戦いで勝利し順風満帆に見えた諸葛恪も、自身の権力基盤である「自律集団」に区分した一族の筆頭がほとんど二宮事件において処断されており、ひとたび立場を崩す何かが起これば崩れてしまうような不安定な状態であった。そのため、先行研究が指摘するように北伐を無理にでも敢行することによって、自身が権力の座にいることの正当性を確保していたと思われる。しかしながら建興二年（二五三）年、合肥新城の戦いにおいて、急速に求心力を失っていく。その様子は、合肥新城攻めにおいて、急速に求心力の事として、『三国志』卷六十四 諸葛恪伝に、

恪軍を引き去る。士卒 傷病し、道路に流曳す。或ひとは坑壑に頓仆し、或ひとは略獲せられ、存亡 忿痛し、大小呼嗟す。而れども恪 晏然自若なり。出でて江渚に住ること一月、田を潯陽に起こさんと図るも、詔召相銜なり、徐ろに乃ち師を旋らす。此れ由り衆庶 失望し、而して怨讟興る。

秋八月軍 還り、兵を陳ねて導從せしめ、歸りて府館に入る。即ち中書令の孫暉を召し、声を厲しくして謂ひて曰く、「卿ら何ぞ敢へて妄りに数々詔を作るか」と。暉 惶懼して辞して出で、病に困りて家に還る。恪 征行の後、曹の置するを奏する所の令長・職司、一に罷めて更めて選び、愈々威嚴を治し、罪責する所多く、当に進見すべき者、竦息せざる無し。又宿衛を改易し、其の親近を用ひ、復た勅して兵をして蔽にせしめ、青・徐に向かはんと欲す。

とあるように、無理に北伐を敢行しようとする諸葛恪への支持は失われ、それに伴い諸葛恪は「又宿衛を改易し、其の親近を用ひ、

復た勅して兵をして蔽にせしめ、青・徐に向かはんと欲す」のような専断政治を行うまでに至っていた。そして、当然そのような機会を、孫氏宗室は逃すはずはなかった。皇帝孫亮と孫峻は「孫峻民の怨み多く、衆の嫌ふ所たるに因り、恪を構して変を為さんと欲し、亮と謀り、置酒して恪を請ふ」<sup>(38)</sup>とあるように、諸葛恪の排除を図り、その結果彼は誅殺されたのである。

上に述べたような諸葛恪誅殺から孫峻への権力把握に対して、川勝義雄（一九七三）は、二宮事件による中央政府の権力失墜は、無理に北伐を敢行することによってそれを回復しようとした諸葛恪から孫峻・孫琳へと変わっても変わらず、才能のない彼の意思は、「個人的な情緒の動きにつれて恣意的に表現されるほかない」とのべ、渡邊義浩（二〇〇〇）は、「名士」を中心に構成された政権を作ろうとした諸葛恪から、「名士」との対立姿勢を持った孫峻（及び孫琳）政権は、低い評価しか受けられず、孫峻（及び孫琳）による北伐は、君主権力の延長である宗室による軍部の再掌握と、君主権力の再強化を目指したものであると述べる。二氏に共通するのは、孫峻（及び孫琳）の評価の低さである。特に、渡邊義浩（二〇〇〇）は、とりわけ北伐の果たした役割を重視する。ただ、二氏ともに、諸葛恪誅殺から孫峻へという権力移譲に対しては、注意を払っていない。それに対して、本稿が重視してきた「自律集団」に対する孫氏宗室という対立構造を思い起こせば、孫峻の諸葛恪誅殺は、孫氏宗室による権力奪還ととらえることができる。

とはいえ、孫峻という人は、「峻素より重名無く、驕矜險害にして、刑殺する所多く、百姓 驚然とす」とあるように、多く個人的

な人格に関して問題を抱えていたようである。実際、彼が政治を行うことになって以降、宗室人士から多く不満が噴出する。以下事例を挙げよう。

・建興中、孫峻 政を専らにし、公族 皆之を患ふ。<sup>(40)</sup>『三国志』卷五十 孫休朱夫人伝)

・五鳳中、孫儀 峻を殺さんと謀り、事覚られて誅せらる。全主因りて朱主 儀と謀を同じくすると言ひ、峻 朱主を枉殺す。<sup>(41)</sup>『三国志』卷五十 孫休朱夫人伝)

・五鳳元年、英 大將軍の孫峻 権を擅にするを以て、峻を誅せんことを謀り、事覚られて自殺し、国除かる。<sup>(42)</sup>『三国志』卷五十九 孫登伝)。

右のように、孫儀・孫英<sup>(43)</sup>らが孫峻誅殺を図り、事が漏れて逆に殺害された様子や、孫峻が政を擅にすることを公族(＝孫氏宗室)は快く思っていなかったことがわかる。

しかしながら、これらの不満が、諸葛恪誅殺後に噴出したことも、また揺らがない事実である。孫峻への低評価の原因は彼が政権を掌握したのち北伐に失敗したこと・人格的な問題にあるのであって、彼と孫亮による権力奪還は、孫氏宗室の目に――その時点では――よく映っていたに違いない。さらに、この考えを補強するものとして、『三国志』卷五十九 孫奮伝に、

権 薨ずるや、太傅の諸葛恪 諸王 江浜兵馬の地に処るを欲せず、奮を予章に徙す。奮怒り、命に従はず、又 教々法度を越ゆ。<sup>(44)</sup>

とあるように、孫権の子である孫奮は、明確に諸葛恪に対して反抗している。ここからも、諸葛恪政権の成立↓孫氏宗室の反発↓(待

望の宗室政権である) 孫峻政権誕生という図式が見て取れる。

翻って、さきに「近臣集団」と定義した人士たちは、この諸葛恪誅殺から孫峻政権へという時期にどのような動きを見せていたのか。朱異は、『三国志』卷五十六 朱桓伝附朱異伝注引「呉書」に、

呉書に曰く、「異 又諸葛恪に随ひて新城を囲むも、城既に抜けず、異ら皆 言へらく、「宜しく速やかに豫章に還り、石頭城を襲へば、数日も過ぎずして抜く可し」と。恪 書を以て異を暁すも、異 書を地に投じて曰く、「我が計を用ひず、而るに僂子の言を用ひんか」と。恪大いに怒り、立に其の兵を奪ひ、遂に廃して建業に還らしむ」<sup>(45)</sup>と。

とあるように、対立していることが分かり、さらに先ほど三の呉郡朱氏の項で引用したように「繚 異に相見えんことを要め、將に往かんとするや、恐れて陸抗 之を止めんとす。異 曰く、「子通、家人なるのみ、当に何ぞ疑ふ所あるべけんや」と。遂に往く。繚 力人をして坐上に之を取らしむ。異 曰く、「我 呉国の忠臣なり、何ぞ罪有らんや」と。乃ち拉きて之を殺す」とあり、また「八月、先に欽及び驃騎將軍呂拠・車騎將軍劉纂・鎮南將軍朱異・前將軍唐咨を遣はして軍 江都より淮・泗に入らしむ(八月、先遣欽及驃騎將軍呂拠・車騎將軍劉纂・鎮南將軍朱異・前將軍唐咨軍自江都入淮・泗)』(『三国志』卷四十八 三嗣主伝 太平元年八月条)」とあるのを見れば、彼がこの時期、孫峻をはじめとする孫氏宗室に与している「近臣集団」であり、また呂拠も諸葛恪誅殺後、孫峻に従い驃騎將軍となり、上の記述においても孫峻の指示の下、朱異らとともに出兵している。彼も同様に「近臣集団」であり、それによって孫峻に



従っていた。

上記した「近臣集団」の中で、最も権力と結びついて勢力を伸長させたのは全氏である。『三國志』巻五十 孫亮全夫人伝に、

孫亮全夫人は、全尚の女なり。從祖母の公主之を愛し、進見する毎に輒ち与に俱にす。潘夫人母子寵有るに及び、全主自ら孫和の母と隙有るを以て、乃ち權に潘氏の男たる亮の爲に夫人を納れることを勧め、亮遂に嗣と爲す。夫人立ちて皇后と爲るや、尚を以て城門校尉と爲し、都亭侯に封ず。滕胤に代はりて太常・衛將軍と爲り、永平侯に進封せられ、尚書の事を録ぶ。時に全氏侯に五人有り、並びに兵馬を典り、其の余は侍郎、騎都尉爲りて、左右に宿衛し、吳興りてより、外戚の貴盛及ぶもの莫し。<sup>46)</sup>

とあるように、全夫人の策謀によって孫亮は即位し、そうして全尚をはじめ全氏は、諸葛恪誅殺から孫峻政權期に至り、絶大な権力を握った。全氏も「近臣集団」として、そしてその筆頭として、孫峻をはじめとした孫氏宗室とともに権勢をふるったのである。

以上ここまで、主として諸葛恪政權から孫峻政權期について述べた。本項で指摘したことに關することを簡単にまとめると次のようになる。諸葛恪政權から孫峻政權へという権力移譲は、「自律集団」からの孫氏宗室及び「近臣集団」による権力奪還である、と。つまり、先行研究ではほぼ触れられてこなかった当該期は、実は孫氏宗室が権力を再び手中に収めるといふ、非常に重要な政治的転換がおこった時期であったと考えられる。

## 六…むすびにかえて

ここまで、述べてきたことを簡条書きにしてまとめるとつぎのようになる。

- ・孫堅・孫權の通婚の検討の結果、步氏以外の呉氏・徐氏・謝氏などは、孫氏の君主権力が伸長する中その役割を低下させていった。
- ・孫氏と通婚関係を結んだ一族は、孫氏と通婚関係を持ちつつも自分たち同士の間で通婚を行い、自律的な集団を形成した「自律集団」、孫氏との通婚関係を重視し、君主権力と密接に結びついた「近臣集団」に区分できる。

- ・孫氏宗室は、都督の世襲制などを背景として君主の藩屏として位置づけられていた。先行研究においては、彼らの分離が強調され、実際ある時期においてはその通りなのだが、君主権力が伸長するにつれ、一つのまとまりとなっていく。

- ・孫權の死後、「自律集団」の諸葛恪が権力を握る。しかし、それは孫氏宗室及び「近臣集団」にとって、良い状況とは言えない。そして、諸葛恪の北伐失敗をきっかけとして孫亮・孫峻ら孫氏宗室が、権力を奪取する。本稿はこれを、孫氏宗室による権力奪還としてプラスに評価する立場である。全氏の榮華や、呂氏・呉郡朱氏が孫峻に加担しているさまを見れば、「近臣集団」が孫氏宗室と結びついて権力を保持していたこというまでもないだろう。

本稿の内容は、上記したことですべてなのだが、孫氏宗室・「近臣集団」が権力を取り返したのちのこと——自壞——を付言して終えることとした。

孫峻が権力を握ったのち、その専横ぶりから孫氏宗室内で反発がおき、処罰したことは先に述べた。彼は彼自身の存立基盤を傷つけたわけである。ただ、彼は太平元（二五六）年に早くも死去したので、その座は、従弟の孫綝に引き継がれた。孫綝は孫峻が死ぬと、侍中武衛將軍・領中外諸軍事となり、孫峻に代わって権力を握った。ここまではよかったのだが、孫綝は自身の存立基盤である孫氏宗室、そして「近臣集団」たちを迫害していく。まず、呂拠を自殺に追い込み三族を殺害し、従弟の孫慮を冷遇した結果起こった自身の暗殺未遂を察知し、孫慮を服薬自殺に追い込み、夏口督の孫壹には魏に逃亡され、命令に従わなかった朱異を斬り殺した。翻って、歳を重ねて自ら政治を行えるようになった孫亮は孫綝の専横を憎み、全公主・太常全尚らとともに孫綝誅殺を企てるも、事が露見し、孫亮は廃位された。これよりも少し前に、全禕・全儀らは魏に逃亡している。

このように、孫綝は孫氏宗室の結束を完全に瓦解させ、「近臣集団」たちも迫害していった。彼のよるべはほばなくなるといってよいだろう。これは、孫氏宗室及び「近臣集団」の形成した政治勢力を孫綝が自ら自壊させたことを示し、それにより孫呉政権は孫休・孫皓期へと崩壊の一途をたどっていったのである。

本稿は第十一回三国志学会大会報告「通婚関係からみる孫呉政権の構造」（二〇一六年九月）を改稿したものである。

## 参考文献

- 石井 仁 「孫呉政権の成立をめぐる諸問題」（『東北大学東洋史論集』六、一九九五年）  
 ↓〈一九九五—a〉  
 「孫呉軍制の再検討」（『中国中世史研究』続編、京都大学学術出版会、一九九五年）  
 ↓〈一九九五—b〉  
 「富春孫氏考——孫呉宗室の出自をめぐる」（『駒沢史学』七〇、二〇〇八年）  
 ↓〈二〇〇八〉  
 大川富士夫 「孫呉政権の成立をめぐる」（『立正史学』三一、一九六七年）  
 のち、同氏 『六朝江南の豪族社会』 雄山閣、一九八七年に所収。  
 ↓〈一九六七〉  
 「孫呉政権と士大夫」（『立正大学文学部論叢』三三、一九六九年）  
 のち、同氏 『六朝江南の豪族社会』 雄山閣、一九八七年に所収。  
 ↓〈一九六九〉  
 「全公主小考」（『立正史学』四〇、一九七六年）のち同氏 『六朝江南の豪族社会』 雄山閣、一九八七年に所収。  
 ↓〈一九七六〉  
 「呉の四姓について」（『歴史における民衆と文化』国書刊行会、一九八二年）のち、同氏 『六朝江南の豪族社会』 雄山閣、一九八七年に所収。  
 ↓〈一九八一〉  
 川勝 義雄 「貴族制社会と孫呉政権下の江南」（『中国中世史研究会編』『中国中世史研究』東海大学出版会）のち、改題補訂の上、同氏 『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年に所収）  
 ↓〈一九七〇〉

「孫呉政權の崩壊から江南貴族制へ」(『東方学報』四四、一九七三年。のち同氏『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年に所収)。

↓(一九七三)

田 余慶 「孫呉建国の道路」(『歴史研究』一九九二—、一九九二年のち同氏『秦漢魏晋史探微』中華書局、一九九三年に所収)。

↓(一九九二)

陶 元珍 「三国呉兵考」(『燕京学報』一三、一九三三年)。

↓(一九三三)

宮川 尚志 「三国呉の政治と制度」(『史林』三八、一九五五年。のち、同氏『六朝史研究 政治・社会篇』日本学術振興会、一九五六年)。

↓(一九五五)

村田 哲也 「孫呉政權後期政治史の一考察——孫権死後の北伐論の展開から」(『東洋史苑』五二・五三、一九九九年)。

↓(一九九九)

鷲尾 祐子 「孫策を支えた人々(1)——親族と呉夫人」(『中国古代史論叢』八、二〇一五年)。

↓(二〇一五)

渡邊 義浩 「孫呉政權の形成」(『大東文化大学漢学会誌』三八、一九九九年。のち、改題の上、同氏『三国政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収)。

↓(一九九九)

「孫呉政權の展開」(『大東文化大学漢学会誌』三九、二〇〇〇年。のち、改題の上、同氏『三国政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収)。

↓(二〇〇〇)

## 註

- (1) 川勝義雄(一九七〇)・(一九七三)。
- (2) 大川富士夫(一九六七)・(一九六九)。
- (3) 渡邊義浩(一九九九)・(二〇〇〇)。
- (4) 石井仁(一九九五—b)。
- (5) 呉氏親戚嫌堅輕狡、将拒焉、堅甚以慚恨。夫人謂親戚曰、何愛一女以取禍乎。如有不遇、命也。於是遂許為婚、生四男一女(『三国志』卷五十 孫破虜呉夫人伝)。
- (6) 鷲尾祐子(二〇一五)。
- (7) 権母呉、為權聘以為妃、愛幸有寵。(『三国志』卷五十 孫破虜呉夫人伝)。
- (8) 武帝の衛皇后・李夫人など。
- (9) 在西陵二十年、鄰敵敬其威信。性寬弘得衆、喜怒不形於声色、而外内肃然。
- (10) 『三国志集解』卷五十の盧弼注による。
- (11) この区分は、渡邊義浩(一九九九)に従っている。
- (12) ただ、これよりまえに、橋公の娘の大喬を孫策が、小喬を周瑜が娶ることにより、親族になっている(『三国志』卷五十四 周瑜伝)。
- (13) 諸葛瑾・步騭の上奏、朱然・全琮の陳情により、許されたが、たまたまそのとき卒した(『三国志』卷五十四 周瑜伝)。
- (14) 峻卒、全琮表峻子護為将。權曰、昔走曹操、拓有荊州。皆是公瑾、常不忘之。初聞峻亡、仍欲用護、聞護性行危險、用之適為作禍、故便止之。孤念公瑾、豈有已乎。
- (15) 憶測が許されるのであれば、この上疏は、孫登が卒す赤烏四(二四一年)以後のことではないだろうか。太子孫登の妻として周瑜の娘が存在する段階において、周氏をつぶすようなことをする、というのは考えづらい。

- (16) 吳書曰、芮玄卒、潘井領玄兵、屯夏口。玄字文表、丹楊人。父祉、字宣嗣、從孫征伐有功、堅薦祉為九江太守、後軫吳郡、所在有声。玄兄良、字文鸞、隨孫策平定江東、策以為会稽東部都尉、卒、玄領良兵、拜奮武中郎將、以功封深陽侯。權為子登揀扶淑媛、羣臣咸称玄父祉、兄良並以德義・文武顯名三世、故遂媾玄女為妃焉。黃武五年卒、權甚愍惜之。
- (17) 吳の四姓については、『三國志集解』卷五十二において盧弼がすでに指摘している。
- (18) これについては、『三國志集解』卷五十二において盧弼がすでに指摘している。
- (19) 世江東大族(『三國志』卷五十八 陸遜伝)。
- (20) ただ、氏はこれを以て真の和解が成立したとはしない。
- (21) 『三國志』卷五十八 陸遜伝附陸抗注引『文士伝』に、「陸景の母は張承の女にして、諸葛恪の外生なり。恪誅せらるるや、景の母坐して黜けらる。景少くして祖母の育養する所と為り、祖母の亡するに及び、景之の為に心喪すること三年なり」とあり、諸葛恪が誅殺されたのが建興二(二五二)年で、そのときに「少」であった。これを踏まえれば、陸抗が張承を娶ったのは、赤烏の末年と考えられる。
- (22) 赤烏九年、遷驃騎將軍。遭二宮構争、扼擁護太子、言則懇至、義形于色、守之以死、遂左遷新都郡丞。
- (23) 權由是忿怒、夫人憂死、而和寵稍損、懼於廢黜。魯王霸親視湛慈、陸遜・吾粲・顧譚等數陳適庶之義、理不可奪、全寄・楊竺為魯王霸支党、譖愆日興。策遂下獄誅、譚徙交州。權沈吟者歷年、後遂幽閉和。於是驃騎將軍朱掇・尚書僕射屈晃率諸將吏泥頭自縛、連日詣闕請和。權登白爵觀見、甚惡之、敕掇・晃等無事忿忿。權欲廢和立亮、無難督陳正・五宮督陳象上書、称引晋猷公殺申生、立奚齊、晋國擾乱。又掇・晃固諫不止。權大怒、族誅正・象、拋・晃牽入殿、杖一百、竟徒和於故鄣、羣司坐諫誅放者十數、衆咸免之。
- (24) 太平二年、飯節、為大都督、救寿春围、不解。還軍、為孫琳所任書。
- (25) 綏要異相見、將往、恐陸抗止之。異曰、子通、家人耳、当何所疑乎。

遂往。隸使力人於坐上取之。異曰、我異國忠臣、有何罪乎。乃拉殺之。

(26) 『建康實録』卷一 全琮伝によれば、赤烏十二(二四九)年に卒し、歳は五十二であるという。つまり、生年は建安三(一九八)年となる。しかし、吳主伝には、赤烏十(二四七)に卒すとあり、一定していない。ここでは、さしあたり十年とする。

(27) 初、承喪妻、昭欲為索諸葛瑾女、承以相与有好、難之、權聞而勸焉、遂為婿。生女、權為子和納之。權教令和脩敬於承、執子婿之礼。

(28) 後避乱寿春、孫策見而異之。權教令和脩敬於承、執子婿之礼。時太妃在江都、策遣範迎之。徐州牧陶謙謂、範為袁氏胡候。諷吳掠考範、範親客健兒篡取以歸。時唯範与孫河常從策、跋涉辛苦、危難不避。策亦親戚待之、每与升堂、飲宴於太妃前。

(29) ただし、川勝が用いる任俠的習俗に基づいて個人的な関係を結ぶ、というのは本稿の用いる文脈と多少異なっていることを付言しておく。川勝は、孫呉における開發領主たちと孫權との結びつきの根拠として、任俠的習俗に基づいた個人的な関係性を設定している。しかし、本稿では、孫呉におけるすべての将帥たちと孫堅・孫策・孫權がある程度の個人的な信頼関係を結んでいたのはある程度当然として、そのうえで孫氏との個人的な信頼関係に自身の存立基盤を置いている一族と、そうではなく、在地における基盤を持つ一族・もしくは北来士大夫のように自身の「名声」に基盤を置く一族との区分の為に、孫氏との個人的信頼関係を用いている。

(30) 輔恐權不能保守江東、因權出行東冶、乃遣人齎書呼曹公。行人以告、權乃還、偽若不知、与張昭共見輔。權謂輔曰、兄厭棄邪、何為呼他人。輔云、無是。權因投書与昭、昭示輔、輔無辭。乃悉斬輔親近、分其部曲、徒輔置東。

(31) 吳書曰、策薨、權統事。定武中郎將髡、策之從兄也、屯烏程、整帥士士、欲取会稽。会稽聞之、使民守城以俟嗣主之命。因令人告諭髡。

(32) 会稽典録載翻說髡曰、討逆明府、不竟天年。今撰事統衆、宜在孝廉。翻已与一郡吏士、嬰城固守、必欲出一旦之命、為孝廉除害。惟執事凶之。

於是高退。

(33) 然公族子弟及吳四姓多出仕郡、郡吏常以千數。治率數年一遣詣王府、所遣數百人。每歲時獻御、權答報過厚。

(34) 韶為刃將數十年、善養士卒、得其死力。常以警疆場邊斥候為務、先知動靜而為之備、故鮮有負敗。青・徐・汝・沛頗來歸附、淮南・滨江屯候皆徹兵遠徙、徐・泗・江・淮之地、不居者各數百里。自權西征還都武昌、韶不進見者十餘年。權還建業、乃得朝覲。權問青、徐諸屯要害、遠近人馬衆寡、魏將帥姓名、具具識之、有問咸對。身長八尺、儀貌都雅。權歛悅曰、吾久不見公礼、不圖進益乃爾。加領幽州牧・假節。

(35) 評曰、夫親親恩義、古今之常。宗子維城、詩人所稱。況此諸孫、或贊興初基、或鎮扼辺陲、克堪厥任、不忝其來者乎。故詳者云。

(36) 川勝義雄（一九七三）など

(37) 恪引軍而去。士卒傷病、流曳道路。或頓仆坑壑、或見略獲、存亡忿痛、大小呼嗟。而恪晏然自若。出住江渚一月、図起田於潯陽、詔召相衡、徐乃旋師。由此衆庶失望、而怨黷興矣。

秋八月軍還、陳兵導從、婦入府館。即召中書令孫嘿、厲声謂曰、卿等何敢妄教作詔。嘿惶懼辭出、因病還家。恪征行之後、曹所奏署令長・職司、一罷更選、愈治威嚴、多所罪責、当進見者、無不竦息。又改易宿衛、用其親近、復勅兵嚴、欲向青・徐。

(38) 孫峻因民之多怨、衆之所嫌、構恪欲為變、与亮謀、置酒請恪（『三國志』卷六十四 諸葛恪伝）。

(39) 諸葛恪、孫峻・孫綝らの北伐については、村田哲也（一九九九）参照。

(40) 建興中、孫峻專政、公族皆患之。

(41) 五鳳中、孫儀謀殺峻、事覺被誅。全主因言朱主与儀同謀、峻枉殺朱主。

(42) 五鳳元年、英以大將軍孫峻擅權、謀誅峻、事覺自殺、国除。

(43) ただし、孫英によるこの事件は、『呉歴』に曰く、「孫和 罪無きを以て殺され、衆庶皆 憤歎を懐ひ、前の司馬たる桓慮 此れに因り將吏を招合し、共に峻を殺して英を立てんと欲するも、事覺られて、皆殺され、英

実は知らず」と（『三國志』卷五十九 孫登伝注引『呉歴』）とあるように、孫英のあざかり知らないところで起こった可能性がある。

(44) 權薨、太傅諸葛恪不欲諸王処江濱兵馬之地、徙奮於豫章。奮怒、不從命、又數越法度。

(45) 吳書曰、異又隨諸葛恪困新城、城既不拔、異等皆言、宜速還豫章、襲石頭城、不過數日可拔。恪以書曉異、異投書於地曰、不用我計、而用倭子言。恪大怒、立奪其兵、遂廢還建業。

(46) 孫亮全夫人、全尚女也。從祖母公主愛之、每進見輒与俱。及潘夫人母子有寵、全主自以与孫和母有隙、乃勸權為潘氏男亮納夫人、亮遂為嗣。夫人立為皇后、以尚為城門校尉、封都亭侯。代滕胤為太常・衛將軍、進封永平侯、録尚書事。時全氏侯有五人、並典兵馬、其余為侍郎、騎都尉、宿衛左右、自吳興、外戚貴盛莫及。

附表① 孫堅・孫權と通婚を結んだ夫人とその一族

名	本貫地	官位	爵位	備考	典拠（『三国志』（は省略）
呉夫人	呉郡呉（錢唐）県			孫堅夫人	巻50 孫破虜呉夫人伝
呉景		丹楊太守・揚威將軍		呉夫人弟	巻50 孫破虜呉夫人伝
呉奮		呉郡都督	新亭侯	呉景子。授兵	巻50 孫破虜呉夫人伝注引『呉書』
呉安			新亭侯	呉奮子。孫霸に与して謀殺	巻50 孫破虜呉夫人伝
呉祺			都亭侯	呉奮弟	巻50 孫破虜呉夫人伝
呉纂			都亭侯	呉祺子。滕胤女が妻。	巻50 孫破虜呉夫人伝
謝夫人	会稽郡山陰県			孫權夫人	巻50 孫權謝夫人伝
謝斐		尚書郎、徐令		謝夫人父	巻50 孫權謝夫人伝
謝承		長沙東郡都尉・武陵太守		謝夫人弟	巻50 孫權謝夫人伝
謝崇		揚威將軍		謝承子	巻50 孫權謝夫人伝
謝訪		呉郡太守		謝崇弟	巻50 孫權謝夫人伝
徐夫人	呉郡富春県			孫權夫人	巻50 孫權徐夫人伝
徐琨		平虜將軍	廣德侯	徐夫人父	巻50 孫權徐夫人伝
徐矯		偏將軍	廣德侯	徐夫人兄	巻50 孫權徐夫人伝
徐襲		蕪湖督・平魏將軍	廣德侯	徐矯弟	巻50 孫權徐夫人伝
步夫人	臨淮郡淮陰県			孫權夫人	巻50 孫權步夫人伝
步鸞		丞相（赤烏九）・西陵督	臨湘侯	步夫人同族	巻52 步鸞伝
步協		撫軍將軍・西陵督	臨湘侯	步鸞子	巻52 步鸞伝
步璣			臨湘侯	步協弟	巻52 步鸞伝
步闡		昭武將軍・西陵督	西亭侯	步協弟	巻52 步鸞伝
王夫人	琅邪国			孫權夫人・孫和を産む	巻50 孫權王夫人伝
王夫人	南陽郡			孫權夫人・孫休を産む	巻50 孫權王夫人伝
王文雍	南陽郡		亭侯	(南陽) 王夫人同母弟	巻50 孫權王夫人伝
潘夫人	会稽郡句章県			孫權夫人・孫亮を産む	巻50 孫權潘夫人伝
譚紹		騎都尉		潘夫人の姉婿	巻50 孫權潘夫人伝
袁夫人	汝南郡汝陽県			孫權夫人	巻50 孫權潘夫人伝

※夫人には氏付けをしている



附表② 孫氏と通婚関係を結んだ人士とその一族

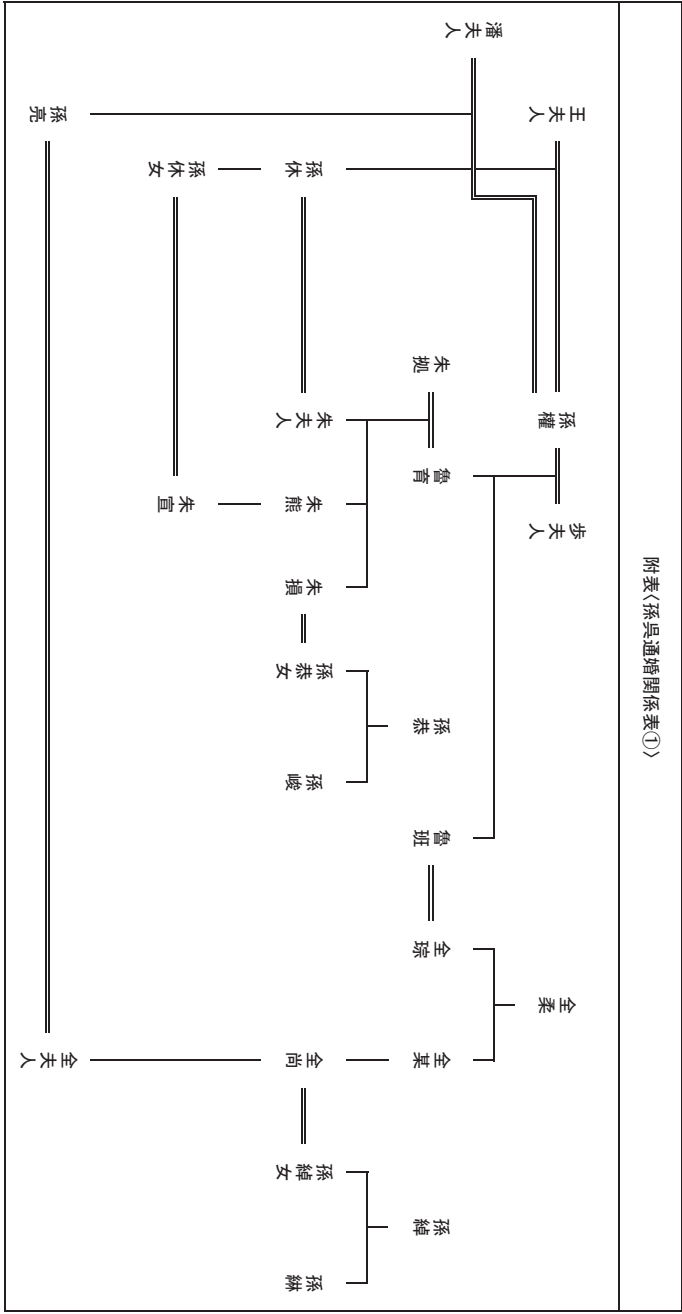
名	本貫地	官位	爵位	妻(夫)	備考	典拠
弘咨	会稽郡曲阿県			孫堅女(孫權姉)		卷52 諸葛瑾伝
駱統	會稽郡烏傷県	潘須督	新陽亭侯	孫輔女		卷57 駱統伝
朱紀	丹楊郡故鄣県	校尉	故鄣侯	孫策女	朱治子	卷56 朱治伝
朱拋	呉郡呉県	新都郡丞	雲陽侯	公主魯育	朱拋子	卷57 朱拋伝
朱損		外部督		孫峻妹	朱拋子。全公主の讒言により死	卷57 朱拋伝
朱宣		驃騎將軍	雲陽侯	孫休女	孫皓の時驃騎將軍	卷57 朱拋伝
朱熊		虎林督	雲陽侯		朱拋子。全公主の讒言により死	卷57 朱拋伝
朱桓		前將軍・領青州牧・假節				卷56 朱桓伝
朱異		大都督・假節			朱桓子	卷56 朱桓伝附朱異伝
顧氏甥	呉郡呉県			孫權姪女		卷52 顧雍伝注引『江表伝』
顧邵		豫章太守	醴陵侯	孫策女	顧雍子	卷52 顧雍伝
顧雍		丞相・平尚書事	醴陵侯	陸康娘		卷52 顧雍伝
顧徽		巴東太守			顧雍同母弟	卷52 顧雍伝注引『呉書』
顧裕		鎮東將軍			顧徽子	卷52 顧雍伝注引『呉書』
顧濟			醴陵侯		顧雍子	卷52 顧雍伝
顧裕		宜都太守	醴陵侯		顧邵弟	卷52 顧雍伝注引『呉書』
顧譚		太常・平尚書事			顧邵子	卷52 顧雍伝附顧譚伝
顧承		奮威將軍・領京下督		張温妹	顧譚弟	卷52 顧雍伝附顧承伝
顧梯		偏將軍			顧雍族人	卷52 顧雍伝注引『呉書』
陸遜	呉郡呉県	丞相	江陵侯	孫策娘	陸抗子	卷58 陸遜伝
陸景		偏將軍・中夏督	毗陵侯	孫和娘	陸遜子	卷58 陸遜伝附陸抗伝
陸抗		大司馬・荊州牧	江陵侯	張承娘	陸遜子	卷58 陸遜伝附陸抗伝
陸晏		裨將軍・夷道監		孫和娘	陸遜子	卷58 陸遜伝附陸抗伝
陸瑁		議郎・遷曹尚書			陸遜弟	卷57 陸瑁伝
陸喜		遷曹尚書			陸瑁子	卷57 陸瑁伝

陸績		鬱林太守・偏將軍			陸康子	卷 31 陸康伝附陸績伝
陸宏		会稽南郡都尉			陸績子	卷 31 陸康伝附陸績伝
陸叙		長水校尉			陸績子	卷 31 陸康伝附陸績伝
周瑜女	廬江郡舒県			孫登		卷 54 周瑜伝
周循		騎都尉		公主魯班	周瑜子	卷 54 周瑜伝
周胤		興業都尉	都郷侯	宗室女	周循弟	卷 54 周瑜伝
周瑜		偏將軍・領南郡太守		小喬		卷 54 周瑜伝
周峻		偏將軍			周瑜甥	卷 54 周瑜伝
全琮	呉郡錢唐県	右大司馬・左軍師	錢唐侯	公主魯班		卷 60 全琮伝
全緒		鎮北將軍	錢唐侯		全琮子	卷 60 全琮伝注引『呉書』
全惲		(大將)			全琮子	卷 60 全琮伝
全寄					全琮子	卷 60 全琮伝注引『呉書』
全吳			都郷侯		全琮子	卷 60 全琮伝注引『呉書』
全端		(大將)			全琮甥	卷 50 孫亮全夫人伝
全禕					全端族子	卷 60 全琮伝
全儀						卷 60 全琮伝
全熙		(將軍)				卷 50 孫亮全夫人伝
全尚		太常				卷 50 孫亮全夫人伝
呂範	汝南郡細陽県	大司馬 (實際に任官はせず)	南昌侯			卷 56 呂範伝
呂拠		驍騎將軍	(宛陵侯)	孫興女	呂範子	卷 56 呂範伝附呂拠伝
滕胤	北海国劇県	大司馬	高密侯	孫興女		卷 64 滕胤伝
滕夫人				孫皓	父滕牧	卷 50 孫皓滕夫人
陳牧		衛將軍・録尚書事	高密侯			卷 50 孫皓滕夫人
劉纂		車騎將軍		孫權中子女 (公主) 公主魯育		卷 50 孫權呉夫人伝注引『呉歴』
潘濬女	武陵郡漢壽県			孫慮		卷 61 潘濬伝
潘祕		湘郷令		孫權姉陳氏女		卷 61 潘濬伝

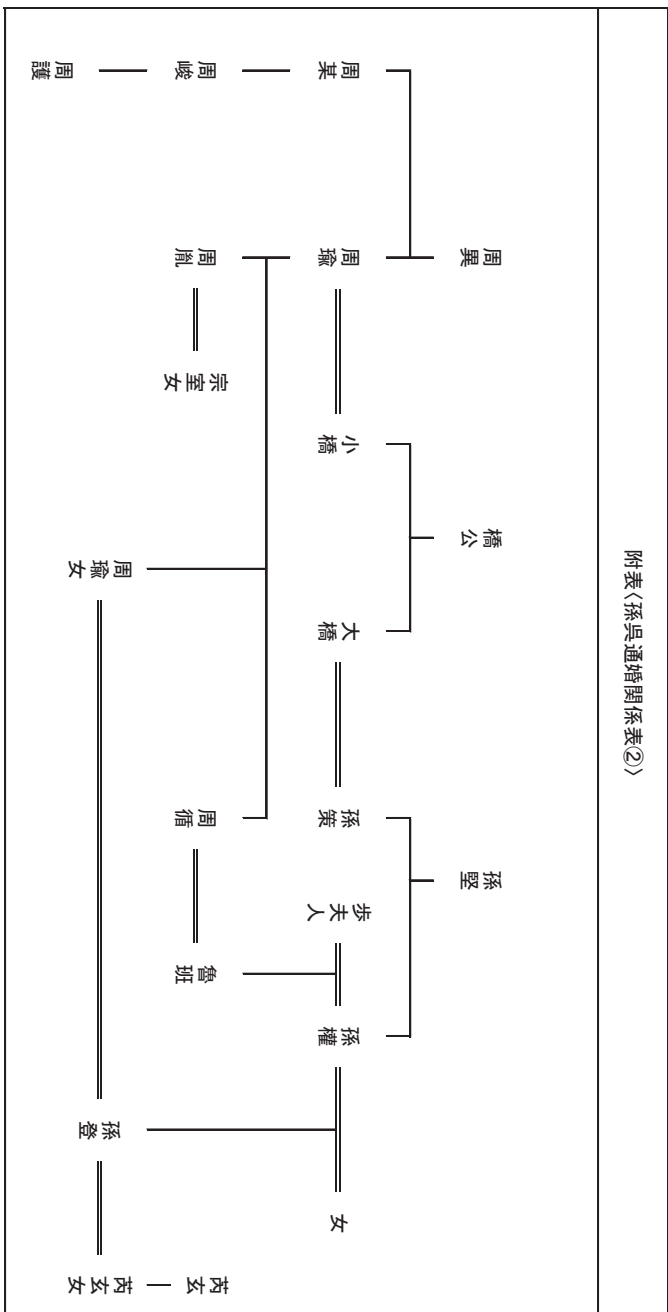
潘濬		太常	劉陽侯	蔣宛妹		卷 61 潘濬伝
潘翥		騎都尉				卷 61 潘濬伝
張夫人	彭城國			孫和	父張承	卷 52 張昭伝附張承伝
張昭		輔吳將軍	婁侯			卷 52 張昭伝
張奮		半州都督	樂鄉亭侯		張昭弟子	卷 52 張昭伝
張休		揚武將軍	婁侯			卷 52 張昭伝附張休伝
張承		濡須都督・奮威將軍	都鄉侯	諸葛瑾娘	張昭子	卷 52 張昭伝附張承伝
劉基女	東萊郡牟平県			孫霸		卷 49 劉繇伝附劉基伝
劉基		光祿勳				卷 49 劉繇伝附劉基伝
芮玄女	丹楊郡			孫登	父芮玄	卷 61 潘濬伝注引『吳書』
芮玄		奮武中郎將	涇陽侯			卷 61 潘濬伝注引『吳書』
袁耀女	汝南郡汝陽県			孫奮	父袁耀	卷 6 袁術伝
袁耀		郎中			父袁術	卷 6 袁術伝

※孫氏の女と婚姻を結んだ当人・男子と婚姻を結んだ当人は仄掛けで表示している

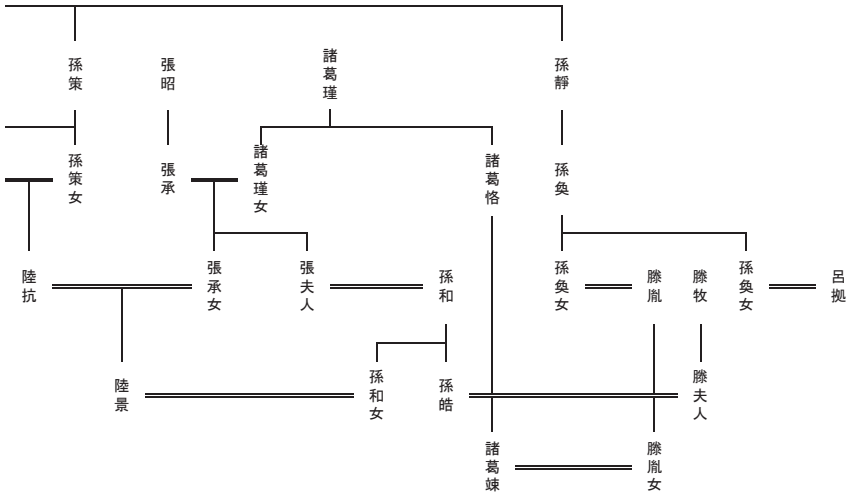
附表(孫吳通婚關係①)



附表〈孫呉通婚関係表②〉

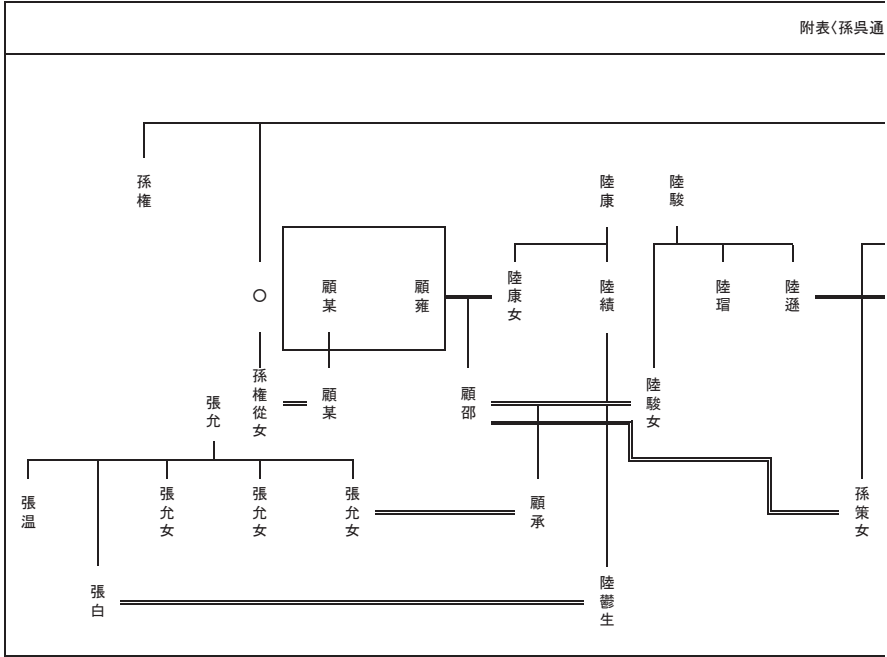


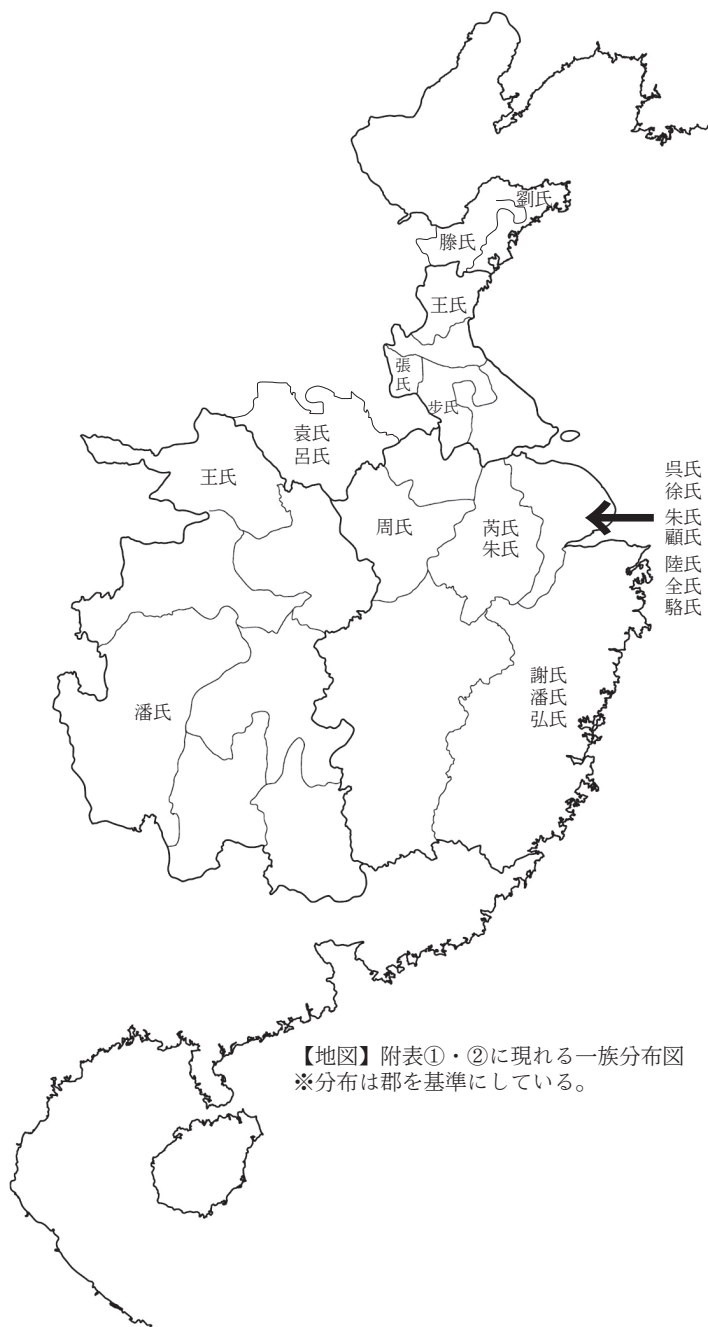
婚關係表③





附表〈孫呉通





【地図】 附表①・②に現れる一族分布図  
 ※分布は郡を基準にしている。